

広報にしごう VOL.2

広報にしごう第194号
昭和62年2月1日

■人口のうごき 人口15,055人(+36) 男7,627人(+16) 女7,428人(+20) 世帯数3,661戸(-3) 1月1日現在()は村前月比



▼9月頃の雄滝





▲謝辞を述べる佐藤さん夫妻

春の全国火災予防運動 ● 2月28日～3月13日・

私たちの身のまわりには、たくさんの「火災の種」があります。ちょっとした不注意から火災をおこさないよう、次の「火の用心 7つのポイント」を守り、火災予防に心がけてください。

〈火の用心 7つのポイント〉

1. 寝たばこやたばこの投げ捨てはしない
2. 子供は、マッチやライターで遊ばせない
3. 風の強いときは、たき火をしない
4. 天ぷらを揚げるときは、その場を離れない
5. 家のまわりに燃えやすいものを置かない
6. ふろの空だきをしない
7. ストーブには、燃えやすいものを近づけない

（注）「火の用心 7つのポイント」は自治省消防庁で決めたものです。



盛大に 叙勲祝賀会 勳四等瑞宝章受賞の佐藤氏を祝う

永年、地方自治進展のため努力された功績が認められ、昨年秋の叙勲で勳四等瑞宝章を受賞された佐藤帰一さん（七十才）

の叙勲祝賀会が、昨年の十一月二十八日（日）午前十一時より、文化センターにおいて盛大に開催されました。

祝賀会には約四百人が出席し、そのあと発起人代表の鈴木村長は氏の功績をたたえ、記念品として佐藤さんに柱時計を贈りました。

来賓として添田参議院議員、渡辺県議会議長、小野白河市長、小田部白河市議会議長らの祝辭があり、受賞者の佐藤さんは「

二十八日（日）午前十一時より、盛大な式典を催していただき、ありがとうございます。今後も

地方自治進展のため努力をして

いきます」と謝辞をのべ、このあと祝賀会に入り受賞をお祝いしました。

初式は、先ずラッパ隊吹奏により国旗掲揚、団長あいさつに続いて鈴木村長は「本年も予

に消防に万全を期していただき、一致団結して村民の信頼にこたえてほしい」と訓示。検閲は、

約二百八十名の団員により通常

行進が堂々と行われ、

点検、車両

訓練、分裂

と行われ、

厳しい寒さ

にもめげず

厳しい寒さ

村県民税・所得税申告は3月16日まで

申告書用紙、生命保険
領収書、建物共済領収書、
医療費領収書、農機具等
購入契約書、身体障害者

【申告に必要なもの】

農業所得、営業所得、不動産所得、譲渡所得等のある方については、忘れずに申告してください。

ことしも村県民税及び所得税（譲渡所得、農業所得、事業所得など）の申告時期がまいりました。申告書の提出期限は、いずれも三月十六日となっております。つきましては、下記日程により村では税の申告相談を行ないますので指定の会場で申告してください。

納税者のみなさんへ

ことしも村県民税及び所得税（譲渡所得、農業所得、事業所得など）の申告時期がまいりました。

手帳、印鑑、売上明細書
(例)※農産物の売上明細(果樹)

なめこ、しいたけ、きゅう

※一、農産物の生産者は、そ菜、果樹等の出荷額証明書を送付しますので、必ず各出荷

先から証明を受けて、申告してください。

二、医療費控除を受けられる方は保険金（高額医療費、助産費）などで補てんされた分についての証明書を持参してください。

三、インゲン、トマト、ブロッコリー、アスパラ等、乳代、たばこ、養豚、養蚕）

善意を

例年実施されている歳末助け合い共同募金も、行政区長を通じ各家庭にご協力をお願いしたところ、昭和六十一年度の募金額は百二拾六万四千百円となりました。

みなさんのご協力本当にありがとうございました。

ありがとう

熊倉小児童会（会長・三浦倫代様） 三七、〇〇円
内藤運信様（下羽太） 一一、四二五円
鈴木友子様（熊倉） 一二、四六〇円
軍人恩給連盟西郷分会有志様 二五、一〇五円
羽太体育協議会（会長・白岩寛様） 七、六三三円

村県民税及び所得税申告受付日程表

地区	月 日	会 場	地 区	月 日	会 場
長 坂	2月12日(木)	長坂公民館	大 平	3月 6日(金)	大平公民館
柏野赤渕	2月13日(金)	柏野公民館	黒 森	3月 7日(土)	黒森区長宅
鶴 生	2月14日(日)	鶴生公民館	伯母沢	3月 7日(日)	旧台上分校
米	2月16日(月)	米公民館	黒 川	3月 9日(日)	大清水地区多目的集会施設
下 羽 太	2月17日(火)	下羽太集落センター	一 の 又	3月10日(火)	一の又公民館
上 羽 太	2月18日(水)	上羽太公民館	谷 地 中	3月11日(木)	谷地中公民館
虫 笠	2月19日(木)	虫笠集落センター	間 の 原	3月11日(木)	間の原公民館
真 名 子	2月19日(木)	真名子公民館			
追 原	2月20日(金)	追原公民館			
山 下	2月21日(土)	山下公民館			
熊 倉	2月23日(月)	熊倉公民館			
真 船	2月24日(火)	西郷村文化センター			
川 谷	2月25日(水)	報徳地区集落センター			
上折口原	2月26日(木)	西郷村文化センター			
下折口原	2月27日(金)	△			
芝 原	2月28日(土)	芝原公民館			
上 新 田	3月 2日(月)	転作技術研修センター			
下 新 田	3月 3日(火)	下新田集会所			
原 中	3月 4日(水)	農民研修センター			
原 中	3月 5日(木)	△			



▲熊倉小児童会より

昭和61年分所得税の確定申告は2月12日から始まります

スパイクタイヤの 使用自粛について

スパイクタイヤによる道路粉

自粛すること。

しん等の問題については、最近
のんばんに報道されており、社
会問題化していることは、既に

三、スパイクタイヤの使用自粛を行った場合には、安全運転の確保に努めること。

「要綱」を制定し、スパイクタイヤ使用自粛を推進しております。
つきましては、本要綱の趣旨を御理解のうえ、次の事項について御協力をお願ひいたします。

、使用自潔期間外（四月一日から十一月三十日まで）は、
スパイクタイヤの使用を自潔すること。

一、使用自潔期間外（十二月一日から翌年三月三十一日までにおいても、道路の状況に応じ、明らかにスパイクタイヤが不要な場合には、できる限りスパイクタイヤの使用を



省エネルギー資源は
わたしたちの
"共有財産"

省工之

スローガン

あたたかな手と手でつくる私の

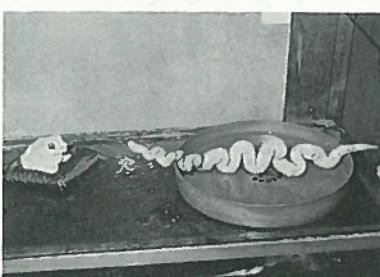
う。

す。しかも、それらの資源は、
“永遠の恵み”ではあります
これら有限のエネルギー資源
は、いわば“国民の共有する財
産”です。一人一人が上手に効
率よく使うことを心がけましょ

現在、エネルギー資源の八割以上が輸入品。つまり、日本で使用するエネルギー源のほとんどは、諸外国に頼っているのである。しかし、これらの資源は、

資源です。これらのエネルギーは、電気、ガス、交通手段、住宅建材、衣服などに転換・加工され、幅広く使われています。

健康メモ 入浴は心と体の マッサージ



▲そんなに見つめるなヨーカエル

マツサージになるような健康体を保っていることが大事ということになります。

日本一大切な方がよいのですか入浴には血管の収縮、拡張、血圧の上昇などの作用がありますので、老齢者や、高血圧症、その他の湯を忌避する人は用心が必要です。

風呂は心身に、いろいろな意味でくつろぎを与えるので、毎日へつらうが、つづいて、へ

に抜群ということです。



▲西ドイツの民宿の家族と一緒に

【若人の翼】Eに参加して

国際理解を深めようと、昨年十月昭和六十一年度福島県青年海外派遣事業「若人の翼」に、村から鈴木武男さん(二十六才)、佐藤厚潮さん(二十八才)の二名が参加し、鈴木さんは欧洲(西

ドイツ、イギリス)、佐藤さんは中国の諸国を見聞し、研修の成果を修め帰国しました。参加された方から次の感想文が寄せられています。

「ヨーロッパを見聞して」 鈴木武男(虫笠)

昭和六十一年度の若人の翼に選ばれ、二週間の日程で東西ベルリン・西ドイツ・イギリスコースの研修をしました。

ヨーロッパの歴史と文化、そして食生活の日本との違いについて非常に興味を持ち、文化財を守る為に、ヨーロッパの青年がどんな考え方を持ち行動しているか、又、青年の役割りや、青年活動などを見聞したいと考えました。最初の訪問国は西ドイツ

ツで、産業面を見ても、輸出国という事もあって、日本と同じく精密機器の生産や自動車産業が目立ち、「ドル」に象徴されるアメリカ経済の国際的地位が低下する中にあって、「強いマルク」を堅持し、日本と共に世界をリードする経済大国の一つだと思いました。

青少年の教育としては、青年課の担当者が学校内に机を置き、精神面の教育、心理学的、又、教育学的な事、ときには両親の教育へも含め行っています。

その背景には、青少年の間の麻薬の流行や非行などが大きな社会問題となり、若者の無気力化など「繁栄する社会の痛み」的な面からだと思いました。その中でも歴史建造物を大切にし、歴史的文化に誇りをもつてゐる

「訪中紀行」

佐藤厚潮(下新田)

言われていた一般家庭への民泊が可能になり、私達は上海近郊の農村である華西村で民泊体験ができました。人民公社の幼稚園、小学校を視察した後、村あげての歓迎会そして受け入れのロードの東の果ての国、十数億人口を持ち文化大革命以来の過渡期を迎えるある発展途上

の社会主義国と様々なイメージを持つでしょう。そしてそれが全て確かにありますことを私は今回

の訪中の機会に実感することができました。

私はこの度昭和六十一年度県海外派遣事業「若人の翼」の中国コースの団員に選ばれ、昨年十月に二週間念願の訪中を実現することができました。

まず中国では実施が難しいと



▲中国人少女と天安門広場にて

私は、州の考えと青少年の考えが一致し守りつがれて、今も復元が進められ文化財的な旧市街と近代建築物との新市街と近く分し大変素晴らしい思い、我々もヨーロッパの食事は栄養のバランスを保ち、楽しみながら食事することで、人と人のコミュニケーションの場と考え、肉体的にも精神的にも充実した食生活であり、大切な事だと感じました。

イギリスでは失業率も高く、産業面を見ても、戦争時被害が少なく、昔ながらの機械を使用つて取り組み、村民への福祉や教育を充実させているとのことでした。又、武漢の中南財經大学の学生との交歓会、懇談会では、私達日本の若者に対してぶつけられた質問や披露してくれた武術や舞踊、又、日本に行つてみたいという切実な思いや結婚観の質問に対しても姿や経済性ではなく国や党への貢献度を重視する事等、中国人青年のバイタリティーや意識のギャップを感じるませんでした。

この様な体験から私は共通の文化圏である両国民が共に手を取り合える社会の実現の一助になりたいと感じました。そしてこの体験を故郷、西郷村の地域活動の活性化に生かしていくたいと思います。

我々は、民泊の貴重な体験を通して物作りをしている為か、世界的な産業に追いつけない面も感じました。

ヨーロッパの食事は栄養のバランスを保ち、楽しみながら食事することで、人と人のコミュニケーションの場と考え、肉体的にも精神的にも充実した食生活であり、大切な事だと感じました。

未加入	厚生年金入	国民年金入	(新)国民年金加入
昭36.4	昭61.4	昭71.10	
25歳	29歳	39歳	49歳
10年	10年	10年6月	
60歳			

六十歳から六十四歳まで受けける特別支給の老齢厚生年金額は、定額部分・二二五、一五五、八八〇円となります。年金額は三七一、六〇〇円(月額三〇、九六七円)となります。また、六十五歳

六十歳から六十四歳まで受けける特別支給の老齢厚生年金額は、定額部分・二二五、一五五、八八〇円となります。年金額は三七一、六〇〇円(月額三〇、九六七円)

(ア) 昭和十一年十月二日に生まれた人で、昭和六十一年四月前に厚生年金加入期間が十年及び国民年金期間が十年あり、その後国民年金に十年六ヵ月加入した人(厚生年金加入時の平均月収一五〇、〇〇〇円)。加入可能年数が三十五年で、実際の加入が三十年六ヵ月(三六六月)ありますので、年金額は次のようにになります。

9年金額計算の各種事例

老齢基礎年金(2) つづき

新国民年金のすがた

4

(60歳から64歳まで)

●老齢厚生年金(特別支給)

定額部分 報酬比例部分 (月額30,967円、61年度価格(予定))

$$(1,798円 \times 120月) + (150,000円 \times \frac{8.66}{1000} \times 120月) = 371,600円$$

(65歳以降)

●老齢基礎年金

$622,800円 \times \frac{366月}{35年 \times 12} = 542,700円$ (月額45,225円、61年度価格(予定))

●老齢厚生年金

$150,000円 \times \frac{8.66}{1000} \times 120月 = 155,900円$ (月額12,992円、61年度価格(予定))

参考①

特別支給の老齢厚生年金の年金額の計算式

特別支給の老齢厚生年金の額は、次のように定額部分と報酬支給されます(給料の額には関係ありません)。報酬比例部分は、

比例部分を合わせた額です。定額部分は、勤めた期間に応じて支給されます。また、厚生年金に二十年以上加入した人に配偶者

あります。

三十一年四月一日以前に生まれた人は次頁の表のよう

なります。厚生年金が一五五、九〇〇円(月額五八、五一七円)となりますので、年金額は合計六九八、六〇〇円(月額五八、五一七円)となります。

定額部分

生年月日に応じて

$(2,491円 \sim 1,298円) \times (加入月数)$

報酬比例部分

生年月日に応じて

$(平均月収) \times (\frac{10}{1000} \sim \frac{7.5}{1000}) \times (加入月数)$

* 年齢に応じて二、四九一円から一、三四〇円となる経過措置があります。

* 二、四九一円(一、三四〇円)は昭和六十一年度価格(予定)によるものです。

* 報酬比例部分は、厚生年金加入期間中の平均月収に乗率と加入期間を掛けて計算されます。

* 乗率は一〇〇〇分の七・五ですが、昭和二十一年四月一日以前に生まれた人は次頁

の表のように年齢に応じて一〇〇〇分の十から一〇〇〇分の七・六までの経過措置が

参考②

老齢厚生年金の年金額の経過措置

生年月日	定額部分の単価	報酬比例部分の乗率
昭和2年4月1日以前	2,491円	1000分の10
昭和3年4月1日~	2,411円	1000分の9.86
昭和4年4月1日~	2,334円	1000分の9.72
昭和5年4月1日~	2,259円	1000分の9.58
昭和6年4月1日~	2,186円	1000分の9.44
昭和7年4月1日~	2,116円	1000分の9.31
昭和8年4月1日~	2,049円	1000分の9.17
昭和9年4月1日~	1,983円	1000分の9.04
昭和10年4月1日~	1,919円	1000分の8.91
昭和11年4月1日~	1,858円	1000分の8.79
昭和12年4月1日~	1,793円	1000分の8.66
昭和13年4月1日~	1,740円	1000分の8.54
昭和14年4月1日~	1,684円	1000分の8.41
昭和15年4月1日~	1,630円	1000分の8.29
昭和16年4月1日~	1,578円	1000分の8.18
昭和17年4月1日~	1,527円	1000分の8.06
昭和18年4月1日~	1,478円	1000分の7.94
昭和19年4月1日~	1,431円	1000分の7.83
昭和20年4月1日~	1,384円	1000分の7.72
昭和21年4月1日~	1,340円	1000分の7.61
昭和21年4月2日以後	1,298円	1000分の7.5

(6) 年度価格による試算)

あつあつのカップルが登場します ~有線放送電話室~

生年月日	加算額		生年月日	加算額	
	年額	月額		年額	月額
昭和2年4月1日以前	186,800円	15,567円	昭和22年4月1日以前	87,200円	7,267円
昭和3年4月1日	181,800円	15,150円	昭和23年4月1日	82,200円	6,850円
昭和4年4月1日	176,900円	14,742円	昭和24年4月1日	77,100円	6,425円
昭和5年4月1日	171,900円	14,325円	昭和25年4月1日	72,300円	6,025円
昭和6年4月1日	166,800円	13,900円	昭和26年4月1日	67,200円	5,600円
昭和7年4月1日	162,000円	13,500円	昭和27年4月1日	62,200円	5,183円
昭和8年4月1日	156,900円	13,075円	昭和28年4月1日	57,300円	4,775円
昭和9年4月1日	151,900円	12,658円	昭和29年4月1日	52,300円	4,368円
昭和10年4月1日	147,000円	12,250円	昭和30年4月1日	47,300円	3,942円
昭和11年4月1日	142,000円	11,833円	昭和31年4月1日	42,400円	3,533円
昭和12年4月1日	136,900円	11,408円	昭和32年4月1日	37,400円	3,117円
昭和13年4月1日	132,100円	11,008円	昭和33年4月1日	32,300円	2,692円
昭和14年4月1日	127,000円	10,583円	昭和34年4月1日	27,500円	2,292円
昭和15年4月1日	122,000円	10,167円	昭和35年4月1日	22,400円	1,867円
昭和16年4月1日	117,100円	9,758円	昭和36年4月1日	17,400円	1,450円
昭和17年4月1日	112,100円	9,342円	昭和37年4月1日	12,500円	1,042円
昭和18年4月1日	107,000円	8,917円	昭和38年4月1日	12,500円	1,042円
昭和19年4月1日	102,200円	8,517円	昭和39年4月1日	12,500円	1,042円
昭和20年4月1日	97,100円	8,092円	昭和40年4月1日	12,500円	1,042円
昭和21年4月1日	92,100円	7,675円	昭和41年4月1日	12,500円	1,042円

(注)加算額は昭和61年度価格による試算額です。

- 第一号被保険者（自営業、農業などの人）
今までの方法で納めて下さい。
- 第二号被保険者（厚生年金、共済組合などの加入者）
厚生年金、共済組合などは、職場ごとの加入ですから、保険料も給料から差し引いて、一括に納めてくれます。
- 第三号被保険者（第二号被保險者の扶養配偶者）
第二号被保険者が加入されていいる厚生年金、共済組合等から一括して納めることになりますので、ご自分で納める必要はありません。
- 但し、第三号被保険者になるためには所定の手続きが必要です。
- 指定期間の金融機関に納める方法。
年金納付書により指定された金融機関から送られてくる国民年金納付書により指定された金融機関に納める方法。

第一号被保険者の保険料を納める三つの方法

参考

サラリーマンの奥さんの振替加算額



(60歳から64歳まで)		
●老齢厚生年金(特別支給)		
定額部分 (1,431円×84月)÷(100,000円×84月) =186,000円(月額15,500円、61年度価格(予定))		
(65歳以降)		
●老齢基礎年金 (振替加算) 622,800円×84月÷40年×12+102,200円 =483,700円(月額40,308円、61年度価格(予定))		
●老齢厚生年金 100,000円×84月 =65,800円(月額5,483円、61年度価格(予定))		

(1) 昭和十八年十月二日生まれで、O.L期間が七年あるサラリーマンの奥さんの老齢基礎年金の年金額(厚生年金加入時の平均月収一〇〇、〇〇〇)

円)。昭和三十六年四月以後の厚生年金の加入期間は、国民年金の保険料を納めた期間と同様に扱われますので、次のように計算されます。

円)。昭和三十六年四月以後の

厚生年金の加入期間は、国民年金の保険料を納めた期間と同様に扱われますので、次のように計算されます。

国民年金の保険料納付について

自営業・農業などの人は自分で手続きを

○第一号被保険者(自営業、農業などの人)

今までの方法で納めて下さい。

○第二号被保険者(厚生年金、共済組合などの加入者)

厚生年金、共済組合などは、職場ごとの加入ですから、保険料も給料から差し引いて、一括に納めてくれます。

○第三号被保険者(第二号被保険者の扶養配偶者)

第二号被保険者が加入されていいる厚生年金、共済組合等から一括して納めることになりますので、ご自分で納める必要はありません。

但し、第三号被保険者になるためには所定の手続きが必要です。

○但し、第三号被保険者になるためには所定の手続きが必要です。

但し、第三号被保険者になるためには所定の手続きが必要です。

大東相互、福島相互、常陽銀行各白河支店、白河農協西郷支所、足利銀行白河出張所、白河信用金庫(本・西支店、新白河支店)東邦銀行(白河支店・西

行各白河支店、白河農協西郷支所、足利銀行白河出張所、白河信用金庫(本・西支店、新白河支店)西郷村収入役。

支店)西郷村収入役。

行各白河支店、白河農協西郷支所、足利銀行白河出張所、白河信用金庫(本・西支店、新白河支店)東邦銀行(白河支店・西

行各白河支店、白河農協西郷支所、足利銀行白河出張所、白河信用金庫(本・西支店、新白河支店)西郷村収入役。

支店)西郷村収入役。

行各白河支店、白河農協西郷支所、足利銀行白河出張所、白河信用金庫(本・西支店、新白河支店)東邦銀行(白河支店・西

行各白河支店、白河農協西郷支所、足利銀行白河出張所、白河信用金庫(本・西支店、新白河支店)西郷村収入役。

支店)西郷村収入役。

二、銀行などの口座から、二つ自動的に納める方法。

「この人にズームイン」の2月のテーマは、「春よ来い早く来い」です ➡

各種試験の場所が変わりました

記各種免許試験日程表のとおりです。

なお、受験申請は、東北安

全衛生技術センターに直接持

参又は郵送(簡易書留)で行

います。

該センターにお問い合わせ願

いいます。

一、試験の種類及び六十二年三

月までの試験実施予定は、別

宮城県岩沼市押分字志引二六四

（〇二三三）二三一三一八一

一、試験の種類及び六十二年三

月までの試験実施予定は、別

（九八九一二四）

（一）自動払いを希望する方は、指

定された金融機関の窓口か、役

場年金係にご相談下さい。

三、その地域の納税組合で集め

てもらう方法(加入を希望す

るときは、各納税組合長にご

相談下さい。)

さあやか君

西村 宗



国の進学ローン 受付中

国の進学ローンをおすすめします（国民金融公庫郡山支店）

○ご利用いただける方

高校・大学等に進学されるお子様をお持ちの方

○ご融資額

1 進学者あたり50万円以内

○お使いみち

入学金、授業料、受験料、受験のための交通費ほか進学に必要な資金

○利 率

年 6.4%

○ご融資期間

高校・短大等は3年以内

大学は4年以内

○保 証

進学資金融資保証基金または保証人

○ご返済方法

毎月の元利均等返済、ボーナス時の増額返済もできます。

○申込受付期間

61年11月から62年4月まで

あ
し
う
せ



この社会、あなたの(税) が生きている！

納税は忘れず納期内に

今月の納税

1. 固定資産税 4期分

1. 国民健康保険税 8期分

「合同登記相談所」が 開設されます

土地や建物などの不動産に関する権利を保護するための不動産登記制度は、昭和62年2月1日をもって百周年を迎えます。福島地方法務局では、これを機に、福島県司法書士会及び福島県土地家屋調査士会との共催で、合同登記相談所を開設することになりました。

登記に関してわからないことや、困りごとがありましたら、近くの相談所でお気軽にご相談下さい。相談には、法務局職員と司法書士及び土地家屋調査士会員があたり、秘密は厳守します。

なお、くわしくは近くの法務局又は支局が出張所にお尋ね下さい。

記

1. 開設日時

昭和62年2月26日(木)午前10時
から午後3時

2. 開設場所

白河市中央公民館

3. その他の

相談はすべて無料です。

村営住宅入居者募(集)

西郷村では下記の住宅の入居者を募集しております

記

住宅名 下羽太団地 1戸

構 造 簡易耐火構造平家建

種 別 第1種

部屋数 3部屋

家 賃 月額 11,000円

住宅名 狼山合団地 1戸

構 造 簡易耐火構造平家建

種 別 第1種

部屋数 3部屋

家 賃 月額 5,900円

敷金はそれぞれ家賃の2カ月分で、また共同の維持管理に要する費用は入居者で負担していただきます。

※申込用紙は役場建設課(☎25-1111 内線353)にあります。

尚、随時受付をしておりますので詳しいことは同課へお問い合わせ下さい。

新入学児童の似顔絵を 募集します

白河郵便局では、昭和62年度新入学児童の入学を記念して新入学児童の似顔絵を募集します。

実施要領等

1. 応募締切期日 2月20日

2. 応募方法

白河郵便局から配布の用紙を利用の上、当局保険外務員又は窓口に提出して下さい。

3. 展示会場・期間

十字屋デパート4F

3月6日(金)~9日(月)

4. 記念品

応募者全員に記念品を差し上げます。

5. その他の

詳しく述べては、当局保険外務員又は窓口へお尋ね下さい。

(TEL 23-3304)